

3.2 社会的状況

3.2.1 面積・人口等

広島市及び中区の面積、世帯数及び人口（令和3年）は、表3.2-1に示すとおりである。

中区の面積は約15.32km²であり、広島市の約1.7%である。また、人口（総数）は136,264人であり、広島市の約11.5%である。

表3.2-1 面積、世帯数及び人口（令和3年）

行政区	面 積 (km ²)		世帯数 (戸)	人 口 (人)			
				総 数		男	女
		割 合			割 合		
広島市	906.69	100.0%	575,232	1,189,149	100.0%	575,871	613,278
中 区	15.32	約1.7%	78,964	136,264	約11.5%	63,652	72,612

注1)面積は令和3年10月1日現在、世帯数及び人口は令和3年12月31日現在

注2)住民基本台帳及び外国人登録の世帯数及び人口である。

資料：「広島市統計書（令和4年版）」（広島市ホームページ）

3.2.2 産 業

(1) 産業別事業所数・従業者数

広島市及び中区の産業別事業所数及び従業者数（平成28年）は、表3.2-2に示すとおりである。

中区では、「卸売業、小売業」の事業所数及び従業者数が最も多くなっている。

表3.2-2 産業別事業所数及び従業者数（平成28年）

産業大分類	広島市		中 区	
	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数
全産業（公務を除く）	53,327	581,331	15,537	177,845
農林漁業	83	732	12	88
鉱業，採石業，砂利採取業	2	9	1	4
建設業	4,745	40,575	666	10,048
製造業	2,618	60,348	359	5,498
電気・ガス・熱供給・水道業	35	3,899	11	2,773
情報通信業	825	19,517	429	13,152
運輸業，郵便業	1,279	32,198	130	3,327
卸売業，小売業	14,045	133,225	3,880	35,125
金融業，保険業	993	17,768	488	12,025
不動産業，物品賃貸業	4,443	18,950	1,296	7,191
学術研究，専門・技術サービス業	2,891	20,655	1,294	8,499
宿泊業，飲食サービス業	7,230	53,267	3,341	23,164
生活関連サービス業，娯楽業	4,389	22,943	1,123	6,526
教育，学習支援業	1,859	19,996	383	3,717
医療，福祉	4,330	74,145	911	17,044
複合サービス事業	246	5,245	39	2,036
サービス業（他に分類されないもの）	3,314	57,859	1,174	27,628

注）平成28年6月1日現在

資料：「広島市統計書（令和4年版）」（広島市ホームページ）

(2) 農業経営体数・基幹的農業従事者数・経営耕地面積

広島市及び中区の農業経営体数、基幹的農業従事者数及び経営耕地面積（令和２年）は、表3.2-3に示すとおりである。

中区及び広島市では農業経営体は個人経営体が多く、経営耕地面積は田が最も多くなっている。

表3.2-3 農業経営体数・基幹的農業従事者数・経営耕地面積（令和２年）

区 分	農業経営体数（人）			基幹的農業従事者数（人）	経営耕地面積（アール）			
	総数	個人経営体	団体経営体		総数	田	畑	樹園地
広島市	1,350	1,312	38	1,702	73,435	51,291	20,336	1,808
中 区	8	6	2	4	193	156	27	10

注1)令和２年２月１日現在

注2)「基幹的農業従事者数」及び「経営耕地面積」は個人経営体の数値である。

資料：「広島市統計書（令和４年版）」（広島市ホームページ）

(3) 製造業の事業所数・従業者数・製造品出荷額等

広島市及び中区の製造業の事業所数、従業者数及び製造品出荷額等（令和元年）は、表3.2-4に示すとおりである。

中区では、令和元年の製造品出荷額等は9,666,536万円となっている。

表3.2-4 製造業の事業所数・従業者数・製造品出荷額等（令和元年）

区 分	事業所数（所）	従業者数（人）	製造品出荷額等（万円）
広島市	1,109	55,772	310,083,951
中 区	107	3,203	9,666,536

注) 事業所数及び従業者数は令和２年６月１日現在、製造品出荷額等は令和元年１月～１２月の値

資料：「広島市統計書（令和４年版）」（広島市ホームページ）

(4) 卸売業・小売業の事業所数・従業者数・年間商品販売額

広島市及び中区の卸売業・小売業の事業所数、従業者数及び年間商品販売額（平成27年）は、表3.2-5に示すとおりである。

中区では、平成27年の卸売業の年間商品販売額は241,900,017万円、小売業の年間商品販売額は41,344,764万円となっている。

表3.2-5 卸売業・小売業の事業所数・従業者数・年間商品販売額（平成27年）

区 分	卸売業			小売業		
	事業所数（所）	従業者数（人）	年間商品販売額（万円）	事業所数（所）	従業者数（人）	年間商品販売額（万円）
広島市	4,290	44,798	638,084,293	7,341	64,691	146,331,518
中 区	1,229	12,663	241,900,017	1,900	14,557	41,344,764

注) 事業所数及び従業者数は平成28年６月１日現在、年間商品販売額は平成27年１月～１２月の値

資料：「広島市統計書（令和４年版）」（広島市ホームページ）

3.2.3 土地利用

(1) 地目別土地面積

広島市及び中区の地目別土地面積（令和４年）は、表3.2-6に示すとおりである。
中区では、宅地の面積が最も多くなっている。

表3.2-6 地目別土地面積（令和４年）

単位：千m²

区 分	総 数	宅 地	田	畑	山 林	原 野	池 沼	塩田、 牧場、 鉱泉地	雑種地	軌道用地
広島市	423,144	86,323	24,833	11,381	275,029	4,673	585	0	18,117	2,203
中 区	5,860	5,368	—	7	7	—	—	—	439	39

注）令和４年１月１日現在

資料：「広島市統計書（令和４年版）」（広島市ホームページ）

(2) 都市計画

広島市及び中区の都市計画区域及び用途地域の指定状況は、表3.2-7に示すとおりである。

中区では、商業地域の面積が最も大きくなっている。

また、計画地及びその周辺の用途地域の指定状況は図3.2-1に示すとおり、計画地の用途地域は商業地域となっている。

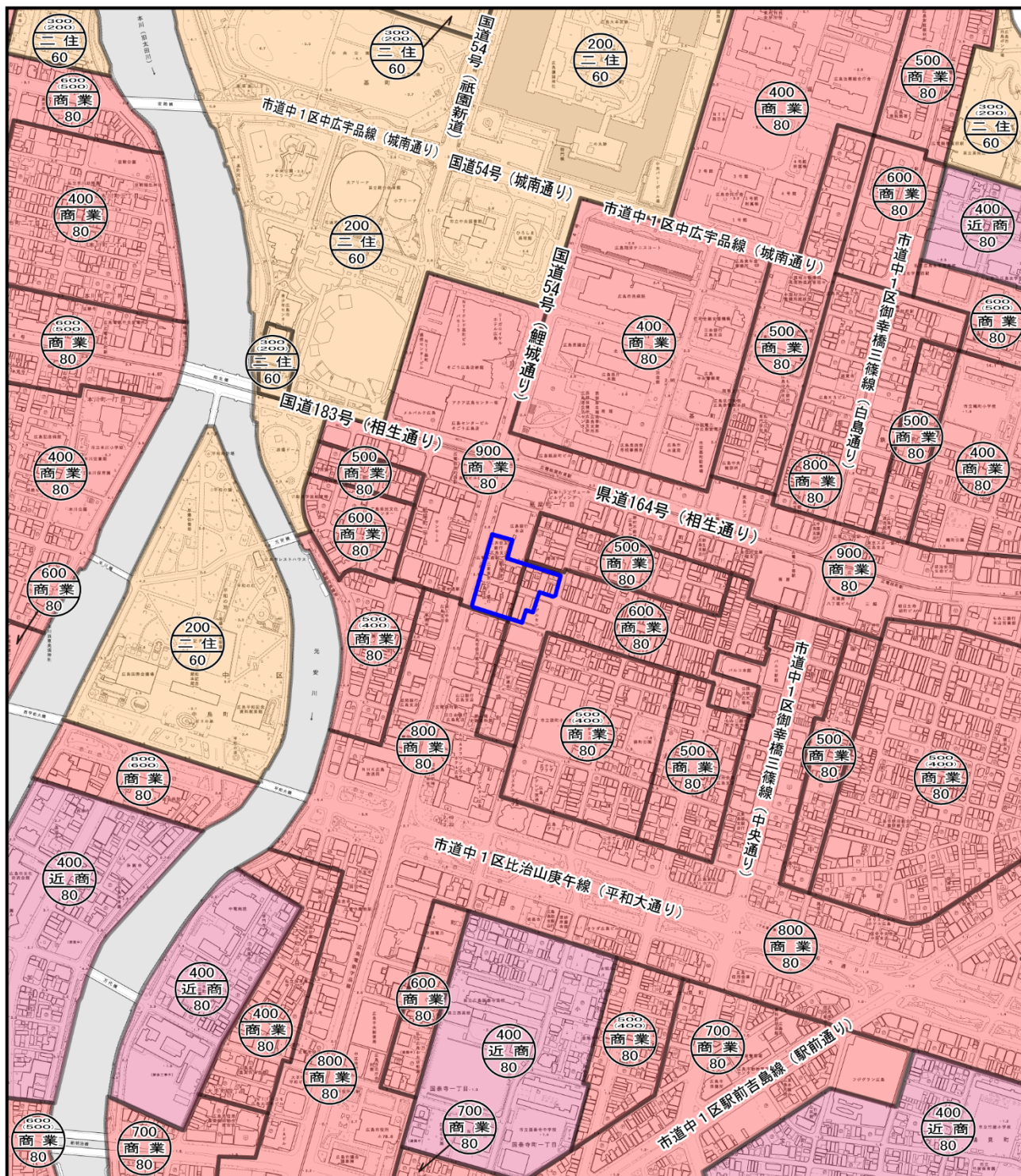
表3.2-7 都市計画区域及び用途地域（令和４年）

単位：ha

区 分		広島市	中 区
都市計画区域	総 面 積	39,929	1,534
	市 街 化 区 域	16,148	1,199
	市 街 化 調 整 区 域	23,781	335
用途地域	総 面 積	16,148	1,199
	第一種低層住居専用地域	3,597	—
	第二種低層住居専用地域	32	—
	第一種中高層住居専用地域	800	—
	第二種中高層住居専用地域	1,368	—
	第一種住居地域	4,654	148
	第二種住居地域	1,088	270
	準住居地域	68	—
	近隣商業地域	1,411	211
	商業地域	704	391
	準工業地域	1,410	35
	工業地域	716	69
	工業専用地域	300	75

注）令和４年３月31日現在

資料：「広島市統計書（令和４年版）」（広島市ホームページ）



この地図は、広島市1:2,500地形図（最終更新日：令和2年4月1日）を使用している。

凡 例

- 計画地
- 第二種住居地域
- 近隣商業地域
- 商業地域

- 容積率
※()内は地区計画に定める
容積率の要件に適合しない場合
- ** 用途地域
- ** 建蔽率



S=1/10,000

0 100 200 300m

図3.2-1 用途地域の指定状況

3.2.4 水域利用

計画地周辺における漁業権の設定状況は、表3.2-8及び図3.2-2に示すとおりである。

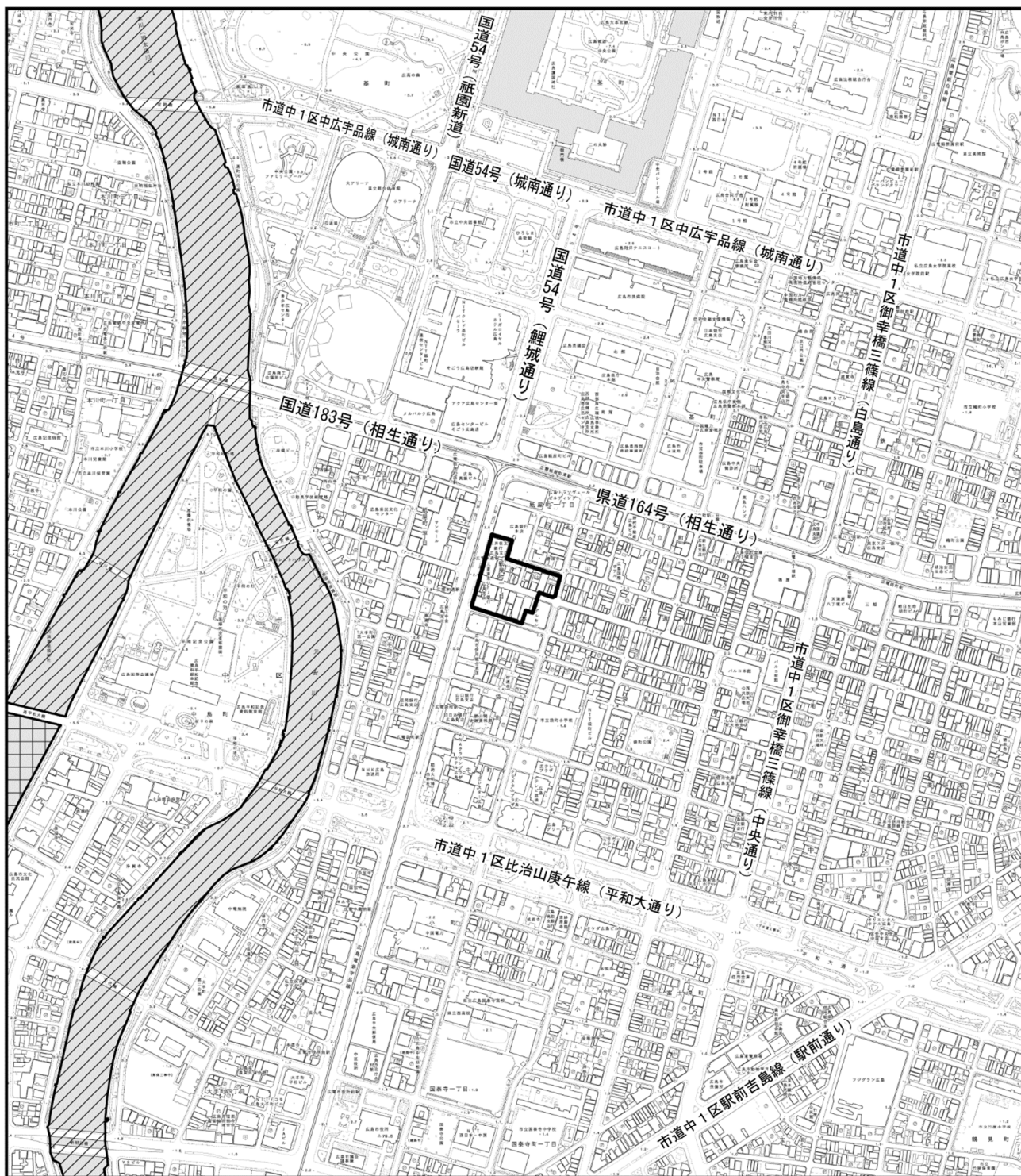
計画地周辺の旧太田川及び元安川には、内水面共同漁業権が設定されており、あゆ、こい、うなぎ、ふな、しじみ、えむしの漁業が行われている。また、旧太田川には海面漁業権（共同）が設定されており、あさり、えむしの漁業が行われている。

表3.2-8 漁業権の設定状況

区 分	水 系	漁業権者	免許 番号	漁業の名称	漁場の区域
内水面 共同	太田川	広島市内水面	9	あゆ、こい、 うなぎ、ふな	太田川、天満川、旧太田川、 元安川、京橋川、猿猴川
			10	しじみ	太田川、天満川、旧太田川、 元安川、京橋川、猿猴川
			11	えむし	旧太田川、天満川
			12	えむし	元安川
海面 (共同)	—	広島市	44	(第1種) あさり、えむし	広島市中区舟入、江波、吉島 (旧太田川)

資料：「内水面共同漁業権連絡図」（平成26年3月、広島県）

「海面漁業権（共同・区画）連絡図」（広島県ホームページ）



この地図は、広島市1:2,500地形図（最終更新日：令和2年4月1日）を使用している。

凡 例

-  計画地
-  内水面共同漁業権の区域
-  海面漁業権（共同）の区域



S=1/10,000

0 100 200 300m

図3.2-2 漁業権の設定状況

3.2.5 交 通

(1) 道 路

計画地周辺における主な道路の状況は図3.2-3に示すとおり、西側に隣接して国道54号（鯉城通り）、北側約100mに国道183号（相生通り）及び県道164号（相生通り）が通っている。

令和3年度全国道路・街路交通情勢調査（以下「道路交通センサス」という。）の調査地点は、図3.2-3に示すとおりである。道路交通センサスの調査結果（令和3年度、平日）は表3.2-9に示すとおり、12時間交通量は15,373～47,356台、24時間交通量は19,847～65,812台である。

表3.2-9 道路交通センサスの調査結果（令和3年度、平日）

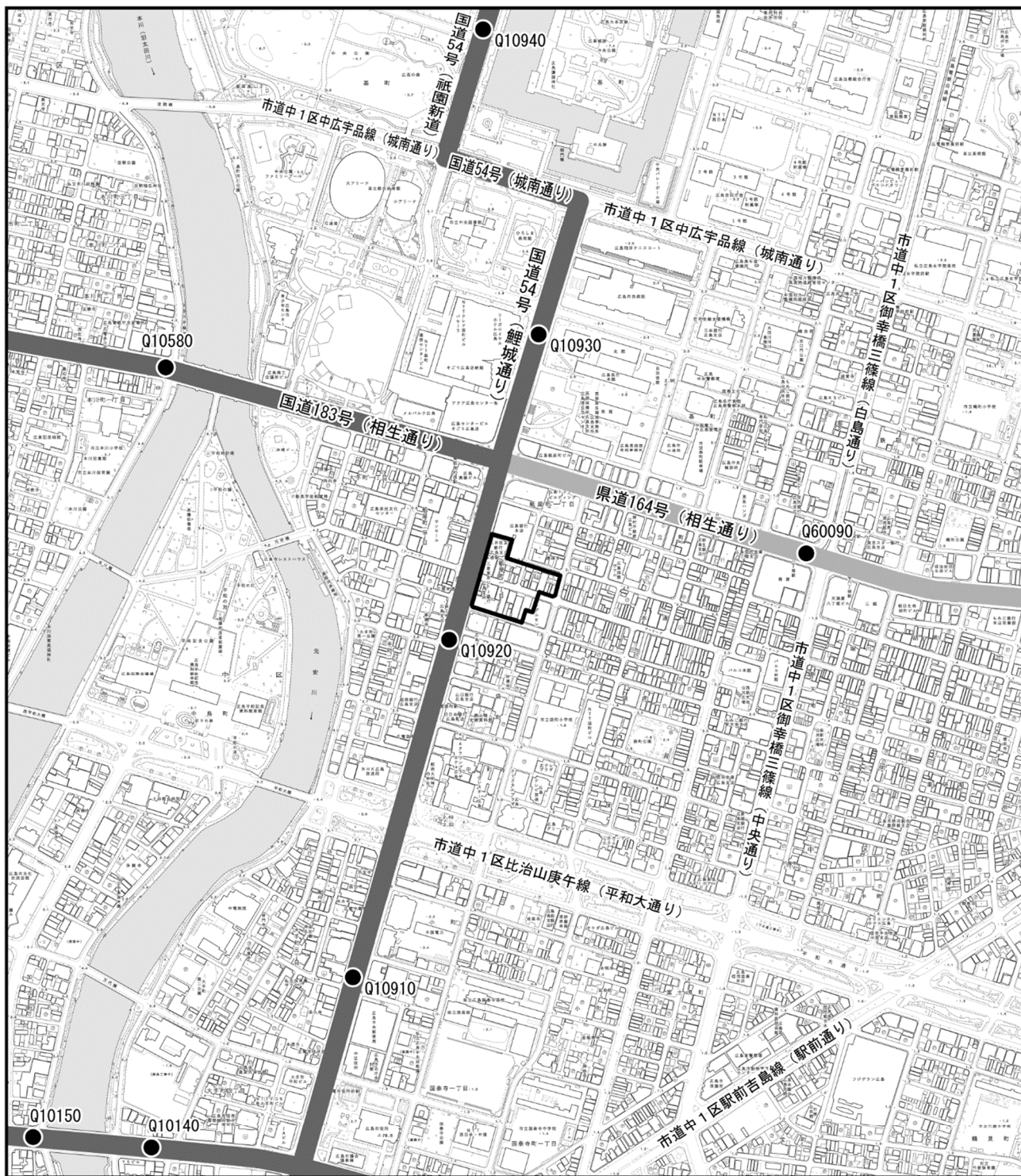
単位：台

区間 番号	路線名	観測地点	12時間交通量				24時間交通量			
			小型車類	大型車類	合 計	大型車 混入率	小型車類	大型車類	合 計	大型車 混入率
Q10140	国道2号	広島市中区 大手町4丁目7	37,227	5,367	42,594	12.6%	51,494	8,563	60,057	14.3%
Q10150	国道2号	広島市中区 舟入本町	42,317	5,039	47,356	10.6%	57,436	8,376	65,812	12.7%
Q10580	国道183号	広島市中区本川町	14,512	861	15,373	5.6%	18,785	1,062	19,847	5.4%
Q10910	国道54号	広島市中区 大手町4丁目1	18,392	2,158	20,550	10.5%	24,679	2,653	27,332	9.7%
Q10920	国道54号	広島市中区 大手町2丁目	20,136	2,183	22,319	9.8%	26,498	2,724	29,222	9.3%
Q10930	国道54号	広島市中区基町	20,471	1,873	22,344	8.4%	26,101	2,331	28,432	8.2%
Q10940	国道54号	広島市中区基町	31,602	2,843	34,445	8.3%	40,162	3,543	43,705	8.1%
Q60090	広島海田線	広島市中区幟町	14,026	2,476	16,502	15.0%	19,277	3,037	22,314	13.6%

注1)路線名は、資料のとおり記載している。

注2)Q10140及びQ10910は路線推定もしくは地域推定により算出したものである。

資料：「令和3年度 全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査」（広島県ホームページ）



この地図は、広島市1:2,500地形図（最終更新日：令和2年4月1日）を使用している。

凡 例



計画地



国 道



県 道



道路交通センサス調査地点



S=1/10,000

0 100 200 300m

図3. 2-3 主な道路の状況及び道路交通センサス調査地点

(2) 鉄軌道

広島市域の鉄軌道網は、広電電車、アストラムライン及びＪＲ西日本で構成されている。計画地周辺の鉄軌道網は、図3.2-4に示すとおりである。

広電電車の運輸状況は表3.2-10に、アストラムラインの乗降車人員は表3.2-11に、ＪＲ西日本市内駅の乗車人員は表3.2-12に示すとおりである。

表3.2-10 広電電車の運輸状況

単位：km、千人

年 度	営業キロ程	停留所数	乗車人員		1 日平均	
			総 数	うち定期	運転台数	乗車人員
令和元年度	19.0	61	37,835	10,075	215	103
令和２年度	19.0	61	25,923	8,770	196	71
令和３年度	19.0	61	27,103	9,082	188	74

資料：「広島市統計書（令和４年版）」（広島市ホームページ）

表3.2-11 アストラムライン乗降車人員

単位：千人

年 度	総 数		本通駅	
	乗 車	降 車	乗 車	降 車
令和元年度	24,014	24,014	4,635	3,790
令和２年度	18,397	18,397	3,676	2,900
令和３年度	19,420	19,420	3,805	3,079

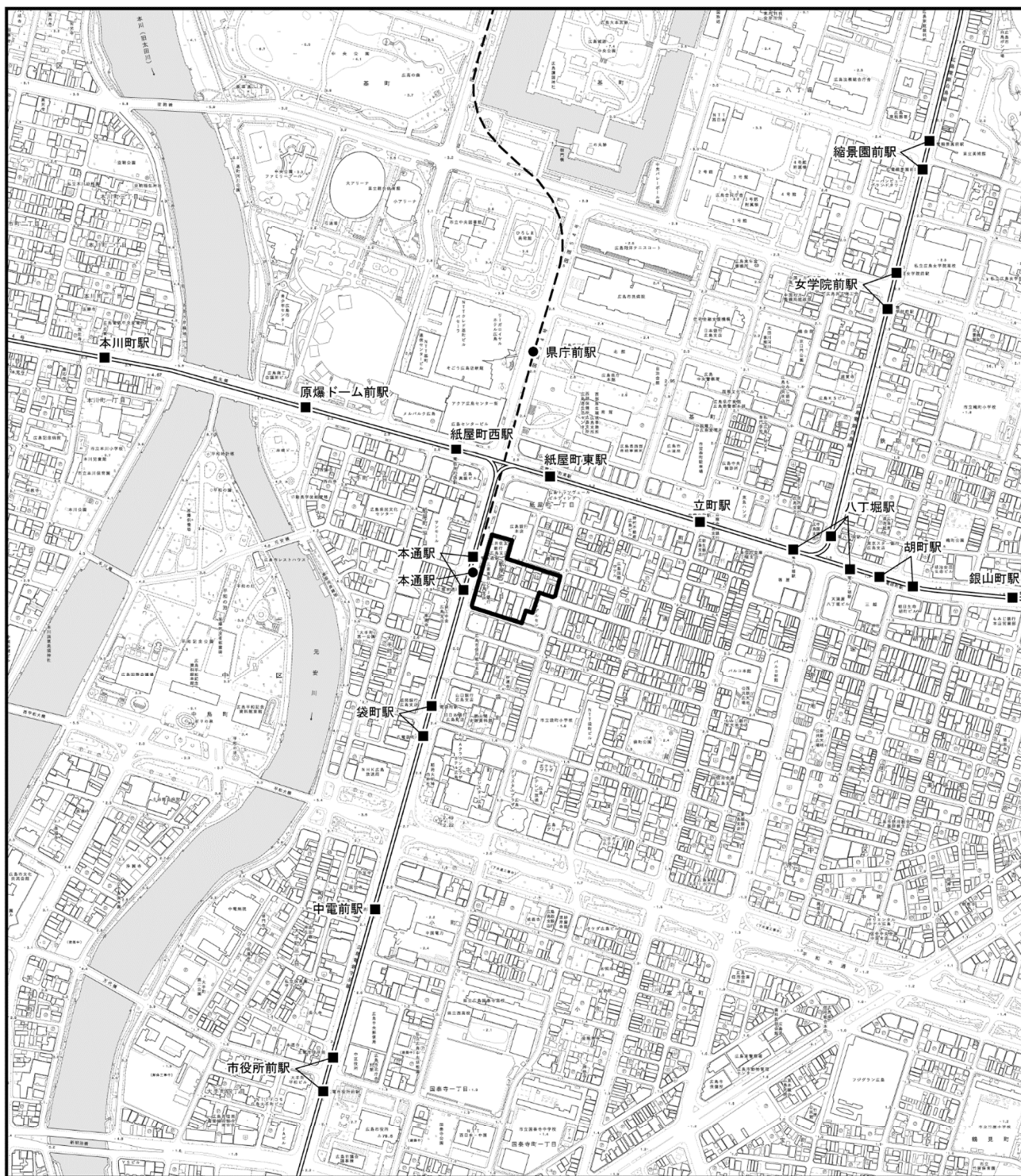
資料：「広島市統計書（令和４年版）」（広島市ホームページ）

表3.2-12 ＪＲ西日本市内駅の乗車人員（１日平均）

単位：人

年 度	総 数	山陽本線	うち広島駅
令和２年度	166,361	132,386	50,745
令和３年度	166,424	132,416	52,433

資料：「広島市統計書（令和４年版）」（広島市ホームページ）



この地図は、広島市1:2,500地形図（最終更新日：令和2年4月1日）を使用している。

凡 例

- 計画地
- 広電電車
- アストラムライン



S=1/10,000

0 100 200 300m

図3.2-4 鉄軌道網

3.2.6 環境の保全等に配慮が必要な施設

計画地周辺の主な環境の保全等に配慮が必要な施設は、表3.2-13及び図3.2-5に示すとおりである。

施設区分別の最寄りの施設としては、教育施設では計画地から南南東側約140mに袋町小学校（No.2）及び袋町児童館（No.11）、児童福祉施設では南側約240mにHeartLine袋町保育園（No.19）、介護保険サービスでは南南西約660mに医療法人三和会おうち病院（No.27）、障害福祉サービスでは東北東側約80mに児童共育コミュニティハートランド～ココロの居場所～（No.34）、病院・有床診療所では北北東側約470mに地方独立行政法人広島市立病院機構 広島市立広島市民病院（No.40）、図書館・公民館では北側約520mに中央図書館（No.49）がある。

表3.2-13 主な環境の保全等に配慮が必要な施設

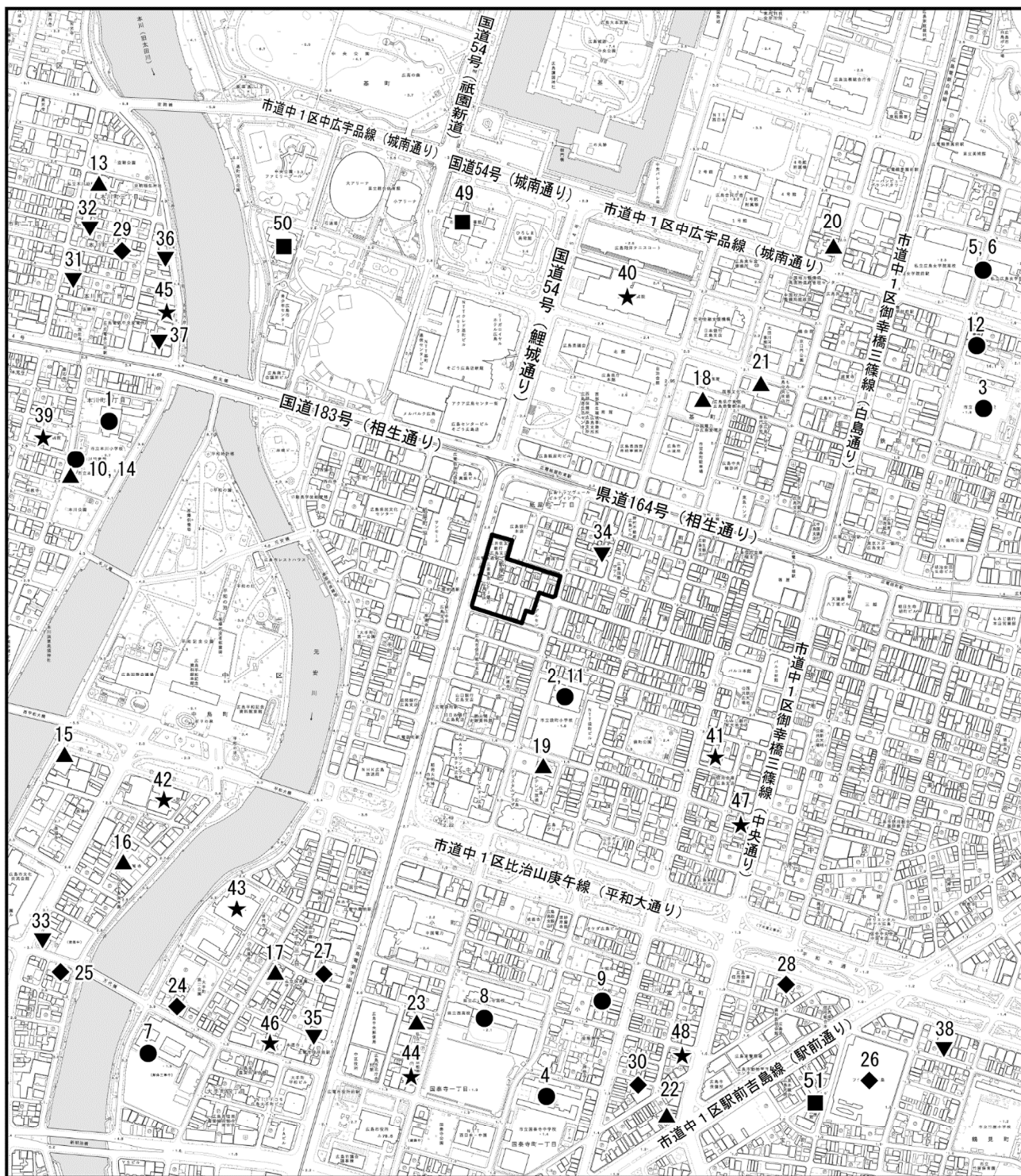
区 分		番号	施設名
教育施設	小学校	1	本川小学校
		2	袋町小学校
		3	幟町小学校
	中学校	4	国泰寺中学校
		5	広島女学院中学校
	高等学校	6	広島女学院高等学校
		7	広島みらい創生高等学校
		8	広島国泰寺高等学校
		9	並木学院高等学校
	児童館	10	本川児童館
		11	袋町児童館
		12	幟町児童館
児童福祉施設	認定こども園	13	本川こども園
	保育園	14	本川保育園
		15	MIE
		16	中島保育園
		17	保育園ゆりかご
		18	広島県・広島銀行事業所内保育施設
		19	HeartLine袋町保育園
		20	広島こども保育園
		21	広島YMCA保育園
		22	HeartLine富士見保育園
	幼稚園	23	広島中央幼稚園
介護保険サービス	通所介護	24	SOMPOケアハッピーデイズ平和公園
	通所リハビリテーション	25	老人保健施設平和の里
		26	広島クリニック
	短期入所療養介護	27	医療法人三和会おうち病院
	地域密着型通所介護	28	富士見デイサービスセンター
		29	スポーツクラブ元気
障害福祉サービス	短期入所及び 日中一時支援事業	30	グループホームなでしこ富士見町
		31	ショートステイSA-N-P0（三歩）本川町
		32	ショートステイ R i s i n
	障害児通所支援	33	児童デイサービスクローバーかこまち
		34	児童共育コミュニティハートランド～ココロの居場所～
		35	どうえん大手町児童デイサービス
		36	放課後等デイサービス スカイ
		37	放課後等デイサービス プロローグ
		38	ボーダレスアートスペースHAPつるみ
		39	国家公務員共済組合連合会 広島記念病院
病院・有床診療所	40	地方独立行政法人広島市立病院機構 広島市立広島市民病院	
	41	医療法人社団楓会 林病院	
	42	医療法人あかね会 土谷総合病院	
	43	中国電力株式会社 中電病院	
	44	医療法人清泉会 一ノ瀬病院	
	45	医療法人 中川産科婦人科医院	
	46	医療法人 杉本会 杉本眼科医院	
	47	医療法人社団秋月会 広島中央通り 香月産婦人科	
	48	こうレディスクリニック	
	図書館・公民館	49	中央図書館
50		5-Daysこども図書館	
51		広島市竹屋公民館	

資料：「ひろしま地図ナビ」（広島市ホームページ）

「介護保険サービス業者一覧」（広島市ホームページ）

「広島市内の障害福祉サービス等及び地域生活支援事業 事業者・施設情報一覧」（広島市ホームページ）

「地域医療情報システム」（日本医師会ホームページ）



この地図は、広島市1:2,500地形図（最終更新日：令和2年4月1日）を使用している。

凡 例



計画地



教育施設



児童福祉施設



介護保険サービス



障害福祉サービス



病院・有床診療所



図書館・公民館



S=1/10,000

0 100 200 300m

図3.2-5 主な環境の保全等に配慮が必要な施設の位置

3.2.7 生活環境施設

(1) 上水道

広島市の上水道の普及状況（令和元年度～令和３年度）は表3.2-14に示すとおり、令和３年度の上水道普及率は、給水区域内人口に対して98.3％である。

表3.2-14 上水道の普及状況（令和元年度～令和３年度）

年 度	世帯数		人 口		普及率 (B) / (A)
	給水区域内	給 水	給水区域内 (A)	給 水 (B)	
令和元年度	597,258	586,732	1,255,173	1,233,302	98.3%
令和２年度	602,112	591,591	1,253,824	1,232,249	98.3%
令和３年度	603,790	593,360	1,248,230	1,227,051	98.3%

資料：「広島市統計書（令和４年版）」（広島市ホームページ）

(2) 下水道

広島市の公共下水道の普及状況（令和２年～令和４年）は表3.2-15に示すとおり、令和４年の公共下水道普及率は、行政区域人口に対して95.9％である。

表3.2-15 公共下水道の普及状況（令和元年～令和４年）

年	人 口		普及率 (B) / (A)
	行政区域人口 (A)	処理区域人口 (B)	
令和２年	1,194,330	1,143,470	95.7%
令和３年	1,192,589	1,143,080	95.8%
令和４年	1,186,408	1,138,320	95.9%

注）各年３月31日現在

資料：「広島市統計書（令和４年版）」（広島市ホームページ）

3.2.8 環境保全のための法令等

(1) 自然環境保全等に係る地域等の指定及び規制

計画地及びその周辺における自然環境保全等に係る地域等の指定状況は、表3.2-16 (1)～(2)に示すとおりである。

表3.2-16(1) 自然環境保全等に係る地域等の指定状況

関係法令等		自然環境保全等に係る地域等の指定状況
自然環境 保護 関係	自然公園法（昭和32年6月、法律第161号） 広島県立自然公園条例（昭和34年10月、県条例第41号）	計画地及びその周辺には、自然公園の指定はない。
	自然環境保全法（昭和47年6月、法律第85号） 広島県自然環境保全条例（昭和47年12月、県条例第63号）	計画地及びその周辺には、自然環境保全地域、自然記念物の指定はない。
	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 （平成4年6月、法律第75号）	計画地及びその周辺には、生息地等保護区の指定はない。
	特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約 （昭和55年9月、条約第28号）	計画地及びその周辺には、ラムサール条約登録湿地の指定はない。
	世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約 （平成4年9月、条約第7号）	計画地には文化遺産及び自然遺産はないが、計画地周辺には世界遺産一覧表に記載された文化遺産として原爆ドームがある。
	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 （平成14年7月、法律第88号）	計画地及びその周辺には、鳥獣保護区等の指定はない。
	広島県自然海浜保全条例（昭和55年3月、県条例第3号）	計画地及びその周辺には、自然海浜保全地区の指定はない。
	森林法（昭和26年6月、法律第249号）	計画地及びその周辺には、国有林、保安林及び地域森林計画対象民有林の指定はない。
景観 保全 関係	古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法 （昭和41年1月、法律第1号）	計画地及びその周辺には、歴史的風土保存区域の指定はない。
	景観法（平成16年6月、法律第110号） ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例 （平成3年3月、県条例第4号） 広島市景観条例（平成18年3月、市条例第39号）	計画地は、景観計画重点地区（原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区（E地区））及び一般区域に指定されている。なお、県条例に基づく届出は適用除外である。
	都市計画法（昭和43年6月、法律第100号）	計画地及びその周辺には、風致地区の指定はない。

表3. 2-16(2) 自然環境保全等に係る地域等の指定状況

関係法令等		自然環境保全等に係る地域等の指定状況
土地 利用 関係	砂防法（明治30年3月、法律第29号）	計画地及びその周辺には、砂防指定地の指定はない。
	地すべり等防止法（昭和33年3月、法律第30号）	計画地及びその周辺には、地すべり防止地区の指定はない。
	宅地造成等規制法（昭和36年11月、法律第191号）	計画地及びその周辺には、宅地造成工事規制区域の指定はない。
	河川法（昭和39年7月、法律第167号）	計画地には河川区域及び河川保全区域の指定はないが、計画地周辺には一級河川に指定されている旧太田川、元安川等がある。
	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 （昭和44年7月、法律第57号）	計画地及びその周辺には、急傾斜地崩壊危険区域の指定はない。
	農業振興地域の整備に関する法律 （昭和44年7月、法律第58号）	計画地及びその周辺には、農業振興地域及び農用地区域の指定はない。
	都市緑地法（昭和48年9月、法律第72号）	計画地及びその周辺には、緑地保全地域及び特別緑地保全地区の指定はない。
	国土利用計画法（昭和49年6月、法律第92号）	計画地及びその周辺は都市地域に指定されており、農業地域、森林地域、自然公園地域及び自然保全地域の指定はない。
	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年5月、法律第57号）	計画地及びその周辺には、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定はない。
その他	文化財保護法（昭和25年5月、法律第214号）	計画地には国指定の史跡、名勝、天然記念物はないが、計画地周辺には国指定史跡として頼山陽居室等、国指定名勝として縮景園等がある。
	広島県文化財保護条例（昭和51年3月、県条例第3号）	計画地及びその周辺には、県指定の史跡、名勝、天然記念物はない。
	広島市文化財保護条例（昭和43年4月、市条例第20号）	計画地には市指定の史跡、名勝、天然記念物はないが、計画地周辺には市指定史跡として旧国泰寺愛宕池等がある。

(2) 公害防止等に係る地域等の指定及び規制

公害防止に係る関係法令等は表3.2-17に、その他環境の保全に関する関係法令等は表3.2-18に示すとおりである。

表3.2-17 公害防止に係る関係法令等

項 目		関係法令等
環境全般		環境基本法（平成5年11月、法律第91号） 広島県環境基本条例（平成7年3月、県条例第3号） 広島県生活環境の保全等に関する条例 （平成15年10月、県条例第35号） 広島市環境の保全及び創造に関する基本条例 （平成11年3月、市条例第13号）
大気環境	大気汚染	大気汚染防止法（昭和43年6月、法律第97号） ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年7月、法律第105号）
	騒音・振動	騒音規制法（昭和43年6月、法律第98号） 振動規制法（昭和51年6月、法律第64号） 騒音の規制に関する定め（昭和61年4月、市告示第96号） 振動の規制に関する定め（昭和61年4月、市告示第97号）
	悪臭	悪臭防止法（昭和46年6月、法律第91号） 悪臭防止法による規制地域の指定及び規制基準の設定 （平成23年5月、市告示第240号）
水環境	水質汚濁	水質汚濁防止法（昭和45年12月、法律第138号） 排水基準を定める省令（昭和46年6月、総理府令第35号） 水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例 （昭和46年12月、県条例第69号） 下水道法（昭和33年4月、法律第79号） 広島市下水道条例（昭和47年10月、市条例第96号） ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年7月、法律第105号） 瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年10月、法律第110号）
土壌環境	地盤沈下	工業用水法（昭和31年6月、法律第146号） 建築物用地下水の採取の規制に関する法律 （昭和37年5月、法律第100号）
	土壌汚染	土壌汚染対策法（平成14年5月、法律第53号） ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年7月、法律第105号）
その他の環境	日照障害	建築基準法（昭和25年5月、法律第201号） 広島県建築基準法施行条例（昭和47年3月、県条例第16号）

表3.2-18 その他環境の保全に関する関係法令等

項 目	関係法令等
廃棄物等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月、法律第137号） 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年4月、法律第48号） 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 （平成12年5月、法律第104号） 循環型社会形成推進基本法（平成12年6月、法律第110号） 広島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 （昭和47年3月、市条例第19号）
温室効果ガス等	エネルギーの使用の合理化及び 非化石エネルギーへの転換等に関する法律 （昭和54年6月、法律第49号） 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年10月、法律第117号） 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 （平成27年7月、法律第53号） 広島市地球温暖化対策等の推進に関する条例 （平成21年3月、市条例第31号）

① 大気環境

ア 大気汚染

(7) 環境基準

「環境基本法」(平成5年11月、法律第91号)に基づく大気汚染に係る環境基準は、表3.2-19(1)～(2)に示すとおりである。

表3.2-19(1) 大気汚染に係る環境基準

物 質	環境上の条件
二酸化いおう	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。
備考	
1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。 2. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。 3. 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとならないよう努めるものとする。 4. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。 5. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。	

資料：「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和48年5月、環境庁告示第25号)

「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年7月、環境庁告示第38号)

「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」(平成21年9月、環境省告示第33号)

表3.2-19(2) 大気汚染に係る環境基準（有害大気汚染物質）

物 質	環境上の条件
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。
備考 1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。 2. ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。	

資料：「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」（平成9年2月、環境庁告示第4号）

(イ) 規制基準

「大気汚染防止法」（昭和43年6月、法律第97号）及び「広島県生活環境の保全等に関する条例」（平成15年10月、県条例第35号）に基づき、大気汚染に係る規制が行われている。

a 硫黄酸化物に関する規制基準

硫黄酸化物は、「大気汚染防止法」及び「広島県生活環境の保全等に関する条例」に基づき、ばい煙関係特定施設に対して、地域の区分ごとに定められた係数と各事業場の排出ガス流量等の諸元から算出された排出基準が適用される。

なお、二酸化硫黄及び硫酸（三酸化硫黄含む）については、「広島県生活環境の保全等に関する条例」に基づき、排出口での排出濃度の規制基準についても適用される。

b ばいじんに関する規制基準

ばいじんは、「大気汚染防止法」及び「広島県生活環境の保全等に関する条例」に基づき、ばい煙関係特定施設に対して、ばい煙発生施設の種類、使用燃料の種類及び規模ごとに定められた排出基準が適用される。

c 窒素酸化物に関する規制基準

窒素酸化物は、「大気汚染防止法」に基づき、ばい煙関係特定施設に対して、ばい煙発生施設の種類、使用燃料の種類及び規模ごとに定められた排出基準が適用される。

なお、二酸化窒素は、「広島県生活環境の保全等に関する条例」に基づき、排出口での排出濃度の規制基準についても適用される。

イ 騒 音

(7) 環境基準

「環境基本法」（平成5年11月、法律第91号）に基づく騒音に係る環境基準は、表3.2-20に示すとおりである。なお、計画地は、「C類型」に指定されている。

表3.2-20 騒音に係る環境基準

a. 道路に面する地域以外の地域

地域の類型	基準値	
	昼 間	夜 間
A A	50デシベル以下	40デシベル以下
A 及び B	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下

注1) 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。

注2) A Aを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域等、特に静穏を要する地域とする。

注3) Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。

注4) Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。

注5) Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

b. 道路に面する地域

地域の区分	基準値	
	昼 間	夜 間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下
備考 車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。		

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値	
昼 間	夜 間
70デシベル以下	65デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。	

注1) 幹線交通を担う道路：「道路法」（昭和27年6月、法律第180号）第3条に規定する高速自動車国道、都市高速道路、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては4車線以上の区間に限る。）。

注2) 幹線交通を担う道路に近接する空間：以下のように車線数の区分に応じて道路端からの距離によりその範囲が特定される。

- ・ 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路：15m
- ・ 2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路：20m

資料：「騒音に係る環境基準について」（平成10年9月、環境庁告示第64号）

(イ) 規制基準

「騒音規制法」（昭和43年6月、法律第98号）及び「騒音の規制に関する定め」（昭和61年4月、市告示第96号）等に基づき、特定工場等の事業活動や建設作業等に伴う騒音の規制が行われている。

特定工場等に係る騒音の規制基準は、表3.2-21に示すとおりである。なお、計画地及びその周辺は、「第3種区域」に指定されている。

特定建設作業に係る騒音の規制基準は表3.2-22に、自動車騒音の要請限度は表3.2-23に示すとおりである。

表3.2-21 特定工場等に係る騒音に係る規制基準

時間の区分 区域の区分	朝 (6:00～8:00)	昼 間 (8:00～18:00)	夕 (18:00～22:00)	夜 間 (22:00～6:00)
第1種区域	45デシベル	50デシベル	45デシベル	45デシベル
第2種区域	50デシベル	55デシベル	50デシベル	45デシベル
第3種区域	60デシベル	60デシベル	60デシベル	50デシベル
第4種区域	70デシベル	70デシベル	70デシベル	60デシベル

注1)測定点は工場等の敷地境界線である。

注2)第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域とは、それぞれ次に掲げる区域をいう。

第1種区域：第1種及び第2種低層住居専用地域

第2種区域：第1種及び第2種中高層住居専用地域、第1種及び第2種住居地域、準住居地域及び用途地域の定めのない地域（第3種区域に該当する区域を除く。）

第3種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域ならびに佐伯区湯来町のうち大字下（字宇佐・字津伏及び字久日市の地域に限る。）、大字伏谷（字今山（137番地の1から137番地の55まで・145番地・146番地及び149番地の地域に限る。）及び字岡野原（778番地の1から778番地の14までの地域に限る。）の地域

第4種区域：工業地域及び工業専用地域

資料：「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」

（昭和43年11月、厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示第1号）

「騒音の規制に関する定め」（昭和61年4月、市告示第96号）

表3.2-22 特定建設作業に係る騒音の規制基準

規制項目 区域の区分	敷地境界に おける大きさ	作業時間	1日の 作業時間長	作業期間	作業日
1号区域	85デシベル	午後7時から翌日午前7時 まで行われないこと	10時間を 超えないこと	連続して6 日を超えないこと	日曜日、そ の他の休日 に行われないこと
2号区域		午後10時から翌日午前6時 まで行われないこと	14時間を 超えないこと		

注1)測定点は特定建設作業の場所の敷地境界線である。

注2)「1号区域」とは、特定工場等の騒音に係る第1種区域、第2種区域、第3種区域までの全域及び第4種区域のうち学校、保育所、病院、有床診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80メートル以内の区域である。

注3)「2号区域」とは、上記1号区域以外の区域である。

資料：「騒音規制法」（昭和43年6月、法律第98号）

「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」

（昭和43年11月、厚労省・建設省告示第1号）

「騒音の規制に関する定め」（昭和61年4月、市告示第96号）

「特定建設作業のしおり」（広島市ホームページ）

表3. 2-23 自動車騒音の要請限度

区域の区分	時間の区分 昼 間 (6:00～22:00)	夜 間 (22:00～6:00)
a 区域及びb 区域のうち1 車線を有する道路に面する区域	65デシベル	55デシベル
a 区域のうち2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70デシベル	65デシベル
b 区域のうち2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75デシベル	70デシベル
(特例) 幹線交通を担う道路に近接する区域(2 車線以下の場合は道路の敷地境界線から15m、2 車線を超える場合は20mまでの範囲)	75デシベル	70デシベル

注) a 区域、b 区域及びc 区域とは、それぞれ次に掲げる区域をいう。

a 区域：特定工場等の騒音に係る第1 種区域及び第2 種区域(第1 種中高層住居専用地域及び第2 種中高層住居専用地域に限る。)に属する地域

b 区域：第2 種区域(a 区域に規定する地域を除く。)に属する地域

c 区域：第3 種区域及び第4 種区域に属する地域

資料：「騒音規制法第17条第1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」
(平成12年 3 月、総理府令第15号)

「騒音の規制に関する定め」(昭和61年 4 月、市告示第96号)

ウ 振 動

(7) 規制基準

「振動規制法」(昭和51年 6 月、法律第64号)及び「振動の規制に関する定め」(昭和61年 4 月、市告示第97号)等に基づき、特定工場等の事業活動や建設作業等に伴う振動の規制が行われている。

特定工場等に係る振動の規制基準は、表3. 2-24に示すとおりである。なお、計画地及びその周辺は、「第2 種区域」に指定されている。

特定建設作業に係る振動の規制基準は表3. 2-25に、道路交通振動の要請限度は表3. 2-26に示すとおりである。

表3. 2-24 特定工場等に係る振動に係る規制基準

区域の区分	時間の区分 昼 間 (7:00～19:00)	夜 間 (19:00～7:00)
第1 種区域	60デシベル	55デシベル
第2 種区域	65デシベル	60デシベル

注1)測定点は工場等の敷地境界線である。

注2)第1 種区域、第2 種区域とは、それぞれ次に掲げる区域をいう。

第1 種区域：第1 種及び第2 種低層住居専用地域、第1 種及び第2 種中高層住居専用地域、第1 種及び第2 種住居地域、準住居地域及び用途地域の定めのない地域(第2 種区域に該当する区域を除く。)

第2 種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域ならびに佐伯区湯来町のうち大字下(字宇佐・字津伏及び字久日市の地域に限る。)、大字伏谷(字今山(137番地の1 から137番地の55まで・145番地・146番地及び149番地の地域に限る。))及び字岡野原(778番地の1 から778番地の14までの地域に限る。))の地域、工業地域

資料：「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」(昭和51年11月、環境庁告示第90号)

「振動の規制に関する定め」(昭和61年 4 月、市告示第97号)

表3.2-25 特定建設作業に係る振動の規制基準

規制項目 区域の区分	敷地境界に おける大きさ	作業時間	1日の 作業時間長	作業期間	作業日
1号区域	75デシベル	午後7時から翌日午前7時 まで行われないこと	10時間を 超えないこと	連続して6 日を超えな いこと	日曜日、そ の他の休日 に行われな いこと
2号区域		午後10時から翌日午前6時 まで行われないこと	14時間を 超えないこと		

注1) 測定点は特定建設作業の場所の敷地境界線である。

注2) 「1号区域」とは、特定工場等の振動に係る第1種区域、第2種区域のうち工業地域を除く全域及び工業地域のうち学校、保育所、病院、有床診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80メートル以内の区域である。

注3) 「2号区域」とは、上記1号区域以外の区域である。

資料：「振動規制法」（昭和51年6月、法律第64号）

「振動の規制に関する定め」（昭和61年4月、市告示第97号）

「特定建設作業のしおり」（広島市ホームページ）

表3.2-26 道路交通振動の要請限度

区域の区分	時間の区分	昼 間 (7:00～19:00)	夜 間 (19:00～7:00)
第1種区域		65デシベル	60デシベル
第2種区域		70デシベル	65デシベル

注) 第1種区域、第2種区域とは、それぞれ次に掲げる区域をいう。

第1種区域：第1種及び第2種低層住居専用地域、第1種及び第2種中高層住居専用地域、第1種及び第2種住居地域、準住居地域及び用途地域の定めのない地域（第2種区域に該当する区域を除く。）

第2種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域ならびに佐伯区湯来町のうち大字下（字宇佐・字津伏及び字久日市の地域に限る。）、大字伏谷（字今山（137番地の1から137番地の55まで・145番地・146番地及び149番地の地域に限る。）及び字岡野原（778番地の1から778番地の14までの地域に限る。）に限る。）の地域及び工業地域

資料：「振動規制法施行規則」（昭和51年11月、総理府令第58号）

「振動の規制に関する定め」（昭和61年4月、市告示第97号）

エ 悪 臭

悪臭の規制については、「悪臭防止法」（昭和46年6月、法律第91号）第3条及び第4条に基づき都道府県知事（市の区域内の地域は市長）が「特定悪臭物質の濃度」または「臭気指数」のいずれかの方法を採用し、次について定めるものとなっており、広島市は「臭気指数」を用いた規制基準を採用している。

第1号規制基準：事業場から排出される特定悪臭物質を含む気体の敷地境界線の地表における規制基準で、大気中の特定悪臭物質の濃度（あるいは大気の臭気指数）の許容限度として定められる。

第2号規制基準：事業場の煙突その他の気体排出施設から排出される特定悪臭物質を含む気体の当該施設の排出口における規制基準で、排出口の高さに応じて、特定悪臭物質の流量（あるいは臭気排出強度）または排出気体中の特定悪臭物質の濃度（あるいは排出気体の臭気指数）の許容限度として定められる。

第3号規制基準：事業場から排出される特定悪臭物質を含む水の敷地外における規制基準で、排出水中の特定悪臭物質の濃度（あるいは排出水の臭気指数）の許容限度として定められる。

広島市の悪臭に係る規制基準は、表3.2-27に示すとおりである。なお、計画地は、「第2種区域」に指定されている。

表3.2-27 広島市の悪臭に係る規制基準

区 分	第1種区域	第2種区域	第3種区域
第1号規制基準	10	13	15
第2号規制基準	敷地境界の規制基準を基礎として、悪臭防止法施行規則第6条の2に定める方法により算出する臭気排出強度または臭気指数		
第3号規制基準	26	29	31

注）第1種区域、第2種区域、第3種区域とは、それぞれ次に掲げる区域をいう。

第1種区域：第1種及び第2種低層住居専用地域、第1種及び第2種中高層住居専用地域、第1種及び第2種住居地域、準住居地域

第2種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び用途地域の定めのない地域であって第3種区域に該当する区域を除く区域

第3種区域：工業地域、工業専用地域及び都市計画区域の定めのない地域（佐伯区湯来町及び佐伯区杉並台の一部地域を除く。）

資料：「悪臭防止法による規制地域の指定及び規制基準の設定」（平成23年5月、市告示第240号）

② 水環境

ア 水質汚濁

(7) 環境基準

「環境基本法」に基づく水質汚濁に係る環境基準のうち、人の健康の保護に関する環境基準は表3.2-28に、生活環境の保全に関する環境基準（湖沼を除く河川）は表3.2-29(1)～(2)に、地下水の水質汚濁に係る環境基準は表3.2-30に示すとおりである。なお、計画地周辺を流れる元安川は、水質汚濁に係る環境基準水域類型が「A類型」に指定されている。

表3.2-28 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
備考	
1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2. 「検出されないこと」とは、定められた方法で測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。 4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。	

資料：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月、環境庁告示第59号）

表3. 2-29(1) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼を除く河川）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
A A	水道 1 級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/ 100mL以下
A	水道 2 級 水産 1 級 水浴及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/ 100mL以下
B	水道 3 級 水産 2 級及び C 以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	1,000CFU/ 100mL以下
C	水産 3 級 工業用水 1 級及び D 以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水 2 級 農業用水及び E の欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の 浮遊が認め られないこと	2mg/L 以上	—
備考 1. 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の0.9×n番目（nは日間平均値のデータ数）のデータ値（0.9×nが整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。））とする。 2. 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする。 3. 水道 1 級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数100CFU/100mL以下とする。 4. 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない。 5. 大腸菌数に用いる単位はCFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit）/100mLとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。						

注1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

注2) 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

注3) 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用

水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用

水産 3 級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

注4) 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの

注5) 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

資料：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月、環境庁告示第59号）

表3. 2-29(2) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼を除く河川）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物 特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物 特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下
備考 基準値は、年間平均値とする。				

資料：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月、環境庁告示第59号）

表3. 2-30 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項 目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
備考	
1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2. 「検出されないこと」とは、定められた方法で測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。 4. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。	

資料：「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成9年3月、環境庁告示第10号）

(イ) 規制基準

a 「水質汚濁防止法」(昭和45年12月、法律第138号)等に基づく排水基準等

「水質汚濁防止法」では、汚水または廃液を排出する一定の施設(特定施設)を設置する工場または事業場(特定事業場)で、公共用水域に排水を排水する特定事業場を規制の対象として、その排水について排水基準が定められている。

排水基準は、国で定める一律基準と「水質汚濁防止法」第3条第3項の規定に基づき、一律基準に代えて適用する上乗せ基準及び地方公共団体の条例で水質汚濁防止法の規制対象物質となっていない物質について規制する横出し基準がある。

一律基準は、「排水基準を定める省令」(昭和46年6月、総理府令第35号)により定められ、原則として有害物質はすべての特定事業場に、生活環境項目は日平均排水量が50m³以上の特定事業場に適用される。

広島県における上乗せ基準としては、「水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例」(昭和46年12月、県条例第69号)があり、生活環境項目については、水域と項目を限定してより厳しい基準を定めている。

また、「水質汚濁防止法」により、人口及び産業の集中等のため、排水規制のみでは閉鎖性水域における水質環境基準の達成が困難な項目に対して、指定地域にある日平均排水量50m³以上の特定事業場からその水域に流入する汚濁負荷量を規制した総量規制基準が定められている。総量規制の指定項目は化学的酸素要求量、窒素含有量、りん含有量であり、事業実施想定区域及びその周囲は総量規制の指定地域に指定されている。

「水質汚濁防止法」等に基づく排水基準のうち、有害物質に係る排水基準は表3.2-31に、生活環境に係る排水基準は表3.2-32に示すとおりである。

表3.2-31 「水質汚濁防止法」等に基づく排水基準（有害物質に係る排水基準）

項 目	許容限度	
	水質汚濁防止法	広島県生活環境の保全等に関する条例施行規則
カドミウム及びその化合物	0.03 mg Cd/L	0.03 mg Cd/L
シアン化合物	1 mg CN/L	1 mg CN/L
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）	1 mg/L	1 mg/L
鉛及びその化合物	0.1 mg Pb/L	0.1 mg Pb/L
六価クロム化合物	0.5 mg Cr(VI)/L	0.5 mg Cr(VI)/L
砒素及びその化合物	0.1 mg As/L	0.1 mg As/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg Hg/L	0.005 mg Hg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/L	0.003 mg/L
トリクロロエチレン	0.1 mg/L	0.1 mg/L
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L	0.1 mg/L
ジクロロメタン	0.2 mg/L	0.2 mg/L
四塩化炭素	0.02 mg/L	0.02 mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L	0.04 mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L	1 mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L	0.4 mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L	3 mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L	0.06 mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L	0.02 mg/L
チウラム	0.06 mg/L	0.06 mg/L
シマジン	0.03 mg/L	0.03 mg/L
チオベンカルブ	0.2 mg/L	0.2 mg/L
ベンゼン	0.1 mg/L	0.1 mg/L
セレン及びその化合物	0.1 mg Se/L	0.1 mg Se/L
ほう素及びその化合物	海域以外 10 mg B/L	—
	海域 230 mg B/L	—
ふっ素及びその化合物	海域以外 8 mg F/L	—
	海域 15 mg F/L	—
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量： 100 mg/L	—
1,4-ジオキサン	0.5 mg/L	—

注1) この表に掲げる排水基準は、排水量の大小にかかわらず適用する。

注2) 砒素及びその化合物についての排水基準は、昭和49年12月1日において現に湧出する温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。

注3) ほう素、ふっ素、アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物については、暫定排水基準が適用される。

資料：「排水基準を定める省令」（昭和46年6月、総理府令第35号）

「水質規制のしおり」（令和5年10月、広島県）

「広島県生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成15年10月、県規則第69号）

表3.2-32 「水質汚濁防止法」等に基づく排水基準（生活環境に係る排水基準）

項 目	許容限度							
	水質汚濁防止法	水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める 条例、広島県生活環境の保全等に関する条例施行規則						
		第1種水域		第2種水域		第3種水域		第4種 水域
		河川等	湖沼	河川等	湖沼	河川等	湖沼	
水素イオン濃度（pH）	5.8以上 8.6以下	5.8以上 8.6以下		5.8以上 8.6以下		5.8以上 8.6以下		5.5以上 9.0以下
生物化学的酸素要求量（BOD） （mg/L）	160 （120）	90 （70）	—	160 （120）	—	160 （120）	—	—
化学的酸素要求量（COD） （mg/L）	160 （120）	—	50 （40）	—	85 （65）	—	120 （90）	130 （100）
浮遊物質 量（SS） （mg/L）	200 （150）	90 （70）		90 （70）		200 （150）		200 （150）
ノルマルヘキサン抽出物 質含有量（鉱油類含有量） （mg/L）	5	5		5		5		5
ノルマルヘキサン抽出物 質含有量（動植物油脂類 含有量）（mg/L）	30	8		8		20		20
フェノール類含有量 （mg/L）	5	5		5		5		5
銅含有量（mg/L）	3	3		3		3		3
亜鉛含有量（mg/L）	2	5		5		5		5
溶解性鉄含有量（mg/L）	10	10		10		10		10
溶解性マンガン含有量 （mg/L）	10	10		10		10		10
クロム含有量（mg/L）	2	2		2		2		2
ふっ素含有量（mg/L）	—	15		15		15		15
大腸菌群数（個/cm ³ ）	(3,000)	(3,000)		(3,000)		(3,000)		(3,000)
温度、外観、透視度及び臭気	—	排出先の公共用水域に著しい変化を与えない程度						
窒素含有量（mg/L）	120 (60)	—						
燐含有量（mg/L）	16 (8)	—						
備考								
1.（）内は日間平均値である。「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。								
2.「河川等」とは、海域及び湖沼以外の公共用水域をいう。								
3.この表に掲げる排水基準は、日平均排水量50m ³ 以上の特定事業場について適用する。ただし、「シアン又はクロムを使用するもの」及び「と畜業、食鶏処理業又は廃油再生業に属するもの」については、日平均排水量30m ³ 以上の特定事業場について適用する。								
4.亜鉛含有量については、業種により暫定排水基準がある。								
5.クロム含有量については、排水量に関係なく適用する。								
6.上乗せ基準を適用する水域区分については、第1種水域から第4種水域及び呉水域の5水域である。								
7.呉水域、瀬戸内海水域にあつては、上乗せ基準が設けられており、最も厳しい基準を適用する。								
8.下水道排水区域内においては、上乗せ基準が設けられており、最も厳しい基準を適用する。								

備考

1. () 内は日間平均値である。「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
2. 「河川等」とは、海域及び湖沼以外の公共用水域をいう。
3. この表に掲げる排水基準は、日平均排水量50m³以上の特定事業場について適用する。ただし、「シアン又はクロムを使用するもの」及び「と畜業、食鶏処理業又は廃油再生業に属するもの」については、日平均排水量30m³以上の特定事業場について適用する。
4. 亜鉛含有量については、業種により暫定排水基準がある。
5. クロム含有量については、排水量に関係なく適用する。
6. 上乗せ基準を適用する水域区分については、第1種水域から第4種水域及び呉水域の5水域である。
7. 呉水域、瀬戸内海水域にあっては、上乗せ基準が設けられており、最も厳しい基準を適用する。
8. 下水道排水区域内においては、上乗せ基準が設けられており、最も厳しい基準を適用する。

注)「—」は基準値が設定されていないことを示す。

資料：「排水基準を定める省令」（昭和46年6月、総理府令第35号）

「水質規制のしおり」（令和5年10月、広島県）

「水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例」（昭和46年12月、県条例第69号）

「広島県生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成15年10月、県規則第69号）

b 「下水道法」（昭和33年4月、法律第79号）等に基づく下水排除基準

「下水道法」では、特定施設を設置する工場または事業場（特定事業場）から下水を排除して公共下水道を使用する場合、政令で定める基準に従い、条例で定められた排除基準に適合させて下水道へ放流しなければならない。

施設排水については、下水道放流を行う計画であることから、「広島市下水道条例」（昭和47年10月、市条例第96号）の適用を受ける。「下水道法」及び「広島市下水道条例」に基づく排除基準は、表3.2-33に示すとおりである。

表3. 2-33 「下水道法」及び「広島市下水道条例」に基づく排除基準

項 目	特定事業場			その他の工場又は事業場	
	排水量 50m ³ /日以上	排水量 50m ³ /日未満 30m ³ /日以上	排水量 50m ³ /日未満	排水量 50m ³ /日以上	排水量 50m ³ /日未満
カドミウム及びその化合物 (mg/L)	0.03			0.03	
シアン化合物 (mg/L)	1			1	
有機燐化合物 (mg/L)	1			1	
鉛及びその化合物 (mg/L)	0.1			0.1	
六価クロム化合物 (mg/L)	0.5			0.5	
砒素及びその化合物 (mg/L)	0.1			0.1	
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 (mg/L)	0.005			0.005	
アルキル水銀化合物 (mg/L)	検出されないこと			検出されないこと	
ポリ塩化ビフェニル (mg/L)	0.003			0.003	
トリクロロエチレン (mg/L)	0.1			0.1	
テトラクロロエチレン (mg/L)	0.1			0.1	
ジクロロメタン (mg/L)	0.2			0.2	
四塩化炭素 (mg/L)	0.02			0.02	
1,2-ジクロロエタン (mg/L)	0.04			0.04	
1,1-ジクロロエチレン (mg/L)	1			1	
シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/L)	0.4			0.4	
1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)	3			3	
1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)	0.06			0.06	
1,3-ジクロロプロペン (mg/L)	0.02			0.02	
チウラム (mg/L)	0.06			0.06	
シマジン (mg/L)	0.03			0.03	
チオベンカルブ (mg/L)	0.2			0.2	
ベンゼン (mg/L)	0.1			0.1	
セレン及びその化合物 (mg/L)	0.1			0.1	
ほう素及びその化合物 (mg/L)					
千田・江波・和田処理区内	10			10	
旭町・西部・東部（旧大州処理区を含む）処理区内	230			230	
ふっ素及びその化合物 (mg/L)					
千田・江波・和田処理区内	8			8	
旭町・西部・東部（旧大州処理区を含む）処理区内	15			15	
1,4-ジオキサン (mg/L)	0.5			0.5	
ダイオキシン類 (pg-TEQ/L)	10			10	
クロム及びその化合物 (mg/L)	2			2	
フェノール類 (mg/L)	5	5	—	5	—
銅及びその化合物 (mg/L)	3	3	—	3	—
亜鉛及びその化合物 (mg/L)	2	2	—	2	—
鉄及びその化合物（溶解性） (mg/L)	10	10	—	10	—
マンガン及びその化合物（溶解性） (mg/L)	10	10	—	10	—
生物化学的酸素要求量 (BOD) (mg/L)	600未満	—	—	600未満	—
浮遊物質（SS） (mg/L)	600未満	—	—	600未満	—
窒素含有量 (mg/L)	240未満	240未満	—	240未満	—
燐含有量 (mg/L)	32未満	32未満	—	32未満	—
ノルマルヘキサン抽出物質含有量					
鉱油類含有量 (mg/L)	5	5		5	
動植物油脂類含有量 (mg/L)	30	30		30	
水素イオン濃度 (pH)	5を超え 9未満	5を超え9未満		5を超え9未満	
温度 (℃)	45未満				
汚濁消費量 (mg/L)	220未満				

注1)「—」は排除基準が設定されていないことを示す。

注2)排水量とは、一日当たりの平均的な排出水の量を示す。

資料：「下水道への排除基準」（広島市ホームページ）

③ 土壌環境

ア 土壌汚染

(7) 環境基準

「環境基本法」に基づく土壌汚染に係る環境基準は、表3.2-34に示すとおりである。

表3.2-34 土壌汚染に係る環境基準

項 目	環境上の条件
カドミウム	検液 1 L につき 0.003mg 以下であり、かつ、農用地においては米 1 kg につき 0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1 L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1 L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1 kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1 L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1 kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1 L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1 L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液 1 L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1 L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1 L につき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1 L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1 L につき 1 mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1 L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1 L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1 L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1 L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1 L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1 L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1 L につき 1 mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1 L につき 0.05mg 以下であること。
備考	
1. 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては定められた方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。 2. カドミウム、鉛、六価クロム、砒（ひ）素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1 L につき 0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1 L につき 0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。 3. 「検液中に検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 4. 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。 5. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2より測定されたシス体の濃度と日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。	

資料：「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成3年8月、環境庁告示第46号）

(イ) 区域の指定基準

「土壌汚染対策法」（平成14年5月、法律第53号）に基づく区域の指定に係る基準のうち、土壌溶出量基準は表3.2-35に、土壌含有量基準は表3.2-36に示すとおりである。

表3.2-35 区域の指定に係る基準（土壌溶出量基準）

特定有害物質の種類	要 件
カドミウム及びその化合物	検液 1 Lにつきカドミウム0.003mg以下であること。
六価クロム化合物	検液 1 Lにつき六価クロム0.05mg以下であること。
クロロエチレン	検液 1 Lにつき0.002mg以下であること。
シマジン	検液 1 Lにつき0.003mg以下であること。
シアン化合物	検液中にシアンが検出されないこと。
チオベンカルブ	検液 1 Lにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液 1 Lにつき0.002mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1 Lにつき0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1 Lにつき0.1mg以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1 Lにつき0.04mg以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1 Lにつき0.002mg以下であること。
ジクロロメタン	検液 1 Lにつき0.02mg以下であること。
水銀及びその化合物	検液 1 Lにつき水銀0.0005mg以下であり、かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと。
セレン及びその化合物	検液 1 Lにつきセレン0.01mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1 Lにつき0.01mg以下であること。
チウラム	検液 1 Lにつき0.006mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1 Lにつき 1 mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1 Lにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1 Lにつき0.01mg以下であること。
鉛及びその化合物	検液 1 Lにつき鉛0.01mg以下であること。
砒素及びその化合物	検液 1 Lにつき砒素0.01mg以下であること。
ふっ素及びその化合物	検液 1 Lにつきふっ素0.8mg以下であること。
ベンゼン	検液 1 Lにつき0.01mg以下であること。
ほう素及びその化合物	検液 1 Lにつきほう素 1 mg以下であること。
ポリ塩化ビフェニル	検液中に検出されないこと。
有機りん化合物	検液中に検出されないこと。

資料：「土壌汚染対策法施行規則」（平成14年12月、環境省令第29号）

表3.2-36 区域の指定に係る基準（土壌含有量基準）

特定有害物質の種類	要 件
カドミウム及びその化合物	土壌 1 kgにつきカドミウム45mg以下であること。
六価クロム化合物	土壌 1 kgにつき六価クロム250mg以下であること。
シアン化合物	土壌 1 kgにつき遊離シアン50mg以下であること。
水銀及びその化合物	土壌 1 kgにつき水銀15mg以下であること。
セレン及びその化合物	土壌 1 kgにつきセレン150mg以下であること。
鉛及びその化合物	土壌 1 kgにつき鉛150mg以下であること。
砒素及びその化合物	土壌 1 kgにつき砒素150mg以下であること。
ふっ素及びその化合物	土壌 1 kgにつきふっ素4,000mg以下であること。
ほう素及びその化合物	土壌 1 kgにつきほう素4,000mg以下であること。

資料：「土壌汚染対策法施行規則」（平成14年12月、環境省令第29号）

④ ダイオキシン類

「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成11年7月、法律第105号）に基づくダイオキシン類に係る環境基準は、表3.2-37に示すとおりである。

表3.2-37 ダイオキシン類に係る環境基準

媒 体	基準値
大 気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下
水質（水底の底質を除く。）	1 pg-TEQ/L 以下
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下
土 壤	1,000pg-TEQ/g 以下
備考 1. 基準値は2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 2. 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。	

注1) 大気の汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。

注2) 水質の汚濁（水底の底質の汚染を除く。）に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。

注3) 水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。

注4) 土壌の汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。

資料：「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成11年12月、環境庁告示第68号）

⑤ 日照障害

「建築基準法」（昭和25年5月、法律第201号）及び「広島県建築基準法施行条例」（昭和47年3月、県条例第16号）に基づく日影規制の内容は、表3.2-38に示すとおりである。

計画地及びその周辺は商業地域に指定されており、日影規制の対象外である。計画地に最も近い日影規制の対象地域は、計画地西側から北側の平和記念公園や中央公園等に指定されている第二種住居地域である。

表3.2-38 日影規制の内容

地域又は区域	制限を受ける建築物	規制される日影時間		
		規制される範囲 （敷地境界線からの 水平距離）		測定水平面 （平均地盤面 からの高さ）
		5 mを超え 10 m以下の 範囲	10 mを 超える範囲	
第一種及び第二種低層住居専用地域、田園住居地域	軒高が7 mを超えるか、又は地上3階以上の建築物	4 時間	2.5時間	1.5 m
第一種及び第二種中高層住居専用地域	高さが10 mを超える建築物	4 時間	2.5時間	4 m
第一種及び第二種住居地域、準住居地域	高さが10 mを超える建築物	5 時間	3 時間	4 m

資料：「広島県建築基準法施行条例」（昭和47年3月、県条例第16号）

3.2.9 行政計画

(1) 広島市の環境やまちづくりに係る主な上位関連計画

① 「第3次広島市環境基本計画」（令和3年3月、広島市）

広島市では、平成13年に「広島市環境基本計画」を策定後、平成19年の改定を経て平成28年に「第2次広島市環境基本計画」を策定し、内容の大綱化を図るとともに、広島市の環境の保全及び創造において目指すべき都市の姿（環境像）を「将来にわたって、豊かな水と緑に恵まれ、かつ、快適な都市生活を享受することができるまち」とし、この環境像の実現に向けた基本目標を四つの環境区分（自然環境、都市環境、生活環境、地球環境）ごとに掲げ、様々な施策が推進されてきた。

「第3次広島市環境基本計画」は、「第2次広島市環境基本計画」の基本的な考え方を継承し、気候変動の影響が疑われる自然災害の頻発、生物の多様性の危機、プラスチックごみ問題などの近年顕在化する様々な環境問題等への対応やSDGs等の新たな視点を取り入れ、策定されている。

「第3次広島市環境基本計画」の概要は、表3.2-39に示すとおりである。

表3.2-39 「第3次広島市環境基本計画」の概要

計画期間	令和3年度から令和7年度の5年間		
環境像	将来にわたって、豊かな水と緑に恵まれ、かつ、快適な都市生活を享受することができるまち		
計画の対象 (環境区分)	自然環境	【豊かな自然環境の保全～自然との共生～】 ・健全な水循環の確保 ・緑の保全 ・生物多様性の確保 ・自然との触れ合いの推進	
	都市環境	【自然と調和した快適な都市環境の創造～都市の持続可能な発展～】 ・水と緑を生かした潤いあるまちづくりの推進 ・自然と調和した美しく品のある都市景観の創出 ・環境への負荷の少ない交通体系等の整備 ・まちづくりにおける環境の保全等についての配慮	
	生活環境	【健全で快適な生活環境の保全～循環型社会の形成～】 ・大気環境の保全 ・水環境・土壌環境の保全 ・有害化学物質等の対策の推進 ・騒音・振動の防止 ・ゼロエミッションシティ広島の推進 ・プラスチックごみ対策の推進	
	地球環境	【地球環境の保全への貢献～脱炭素社会の構築～】 ・地球温暖化対策（緩和策と適応策）の推進 ・オゾン層の保護 ・酸性雨の防止	

資料：「第3次広島市環境基本計画」（令和3年3月、広島市）

② 「広島市地球温暖化対策実行計画」（令和５年３月改定、広島市）

「広島市地球温暖化対策実行計画」は平成29年３月に策定され、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成10年10月、法律第117号）第21条に基づく「地方公共団体実行計画（区域施策編、事務・事業編）」及び「気候変動適応法」（平成30年６月、法律第50号）第12条に基づく「地域気候変動適応計画」に位置付けられており、温室効果ガス排出量の削減目標や、地球温暖化防止への取組（緩和策）及び地球温暖化による気候変動の影響への適応（適応策）について定めている。広島市では、令和２年（2020年）12月に「2050年までに温室効果ガス排出量の実質ゼロを目指す」ことを表明しており、その目標の実現に向け、地球温暖化対策を一層推進する必要があるため、令和５年３月に計画が改定された。

「広島市地球温暖化対策実行計画」の概要は、表3.2-40に示すとおりである。

表3.2-40 「広島市地球温暖化対策実行計画」の概要

項 目	概 要
温室効果ガス排出量削減目標の目標年度	・長期目標：2050年度 ・中期目標：2030年度
目指すべき姿	人が生き生きと暮らし、活力にあふれる強靱で持続可能な脱炭素都市ひろしま
削減目標	【長期目標】 ・2050年度までに温室効果ガス排出量の実質ゼロ 【中期目標】 ・2030年度温室効果ガス排出量50％削減（2013年度比） 【中期・部門別目標】 ・2030年度温室効果ガス排出量 各部門で次のとおり削減（2013年度比） －二酸化炭素 - 産業部門 46％、民生・家庭部門 61％、民生・業務部門 58％、運輸部門 32％、廃棄物 17％ －メタン 18％ －一酸化二窒素 15％ －代替フロン等４ガス 45％ －二酸化炭素吸収量 2.3万トン－CO₂
省エネルギー目標と再生可能エネルギー導入目標	【中期目標】 省エネルギー対策推進 ・2030年度エネルギー使用量を17％削減（2013年度比） 再生可能エネルギーの導入促進 ・2023年度再生可能エネルギー設備導入量40万kW（2020年現在約26万W）
削減目標達成に向けた取組の方向性	・家庭生活、事業活動、移動・運輸、廃棄物、森林等吸収源・緑化の各部門に関して、以下の脱炭素社会実現に向けた取組の枠組みに沿って、具体的な取組を推進する (1)省エネルギー対策の推進 (2)再生可能エネルギーの導入等の推進 (3)脱炭素社会の構築に向けた社会経済システムへの転換 (4)二酸化炭素吸収源対策等の推進 ・多様な関係者間の横断的な取組を進めるとともに、広島広域都市圏や国内外の都市との連携の取組を展開

資料：「広島市地球温暖化対策実行計画」（令和５年３月改定、広島市）

③ 令和２年12月の市長表明

広島市では、令和２年12月定例会において、松井一實市長が「脱炭素社会の構築に向けて取り組み、2050年までに温室効果ガス排出量の実質ゼロを目指す」ことを表明し、「広島市環境基本計画」に掲げる環境像「将来にわたって、豊かな水と緑に恵まれ、かつ、快適な都市生活を享受できるまち」を実現できるよう、市民、事業者、行政等が一体となって、脱炭素社会の構築に向けて取り組み、2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにすることを目指すとしている。

④ 「広島市気候非常事態宣言」（令和４年７月、広島市）

広島市では、広島市内で相次ぐ豪雨災害などを受け、「広島市気候非常事態宣言」を発出している。「気候非常事態宣言」は、国や自治体等が気候変動の現状に危機感を示し、その対策に取り組む決意を表明するための動きとして海外から広まり、2020年には日本でも国会で決議されている。

「広島市気候非常事態宣言」では、市民、事業者等のあらゆる主体と危機意識を共有し、一体となって、広島広域都市圏などの周辺自治体と、さらには自治体等で構成する国際的な連合組織とも連携のうえ、この地域の豊かな自然を次の世代に引き継いでいくために必要となる地球温暖化対策に全力を挙げて取り組むこととしている。

⑤ 「広島市景観計画」（令和３年10月、広島市）

広島市では、昭和56年に「広島市都市美計画」を策定後、40年以上にわたって建築物や屋外広告物等に係る景観協議制度等により美しい都市景観の形成に向けて取り組んでおり、「景観法」（平成16年６月、法律第110号）の施行後は、「広島市景観条例」（平成18年３月、市条例第39号）を施行し、「広島市景観条例」第４条第１項の規定に基づき「広島市景観形成基本計画」（平成20年２月、広島市）を策定している。

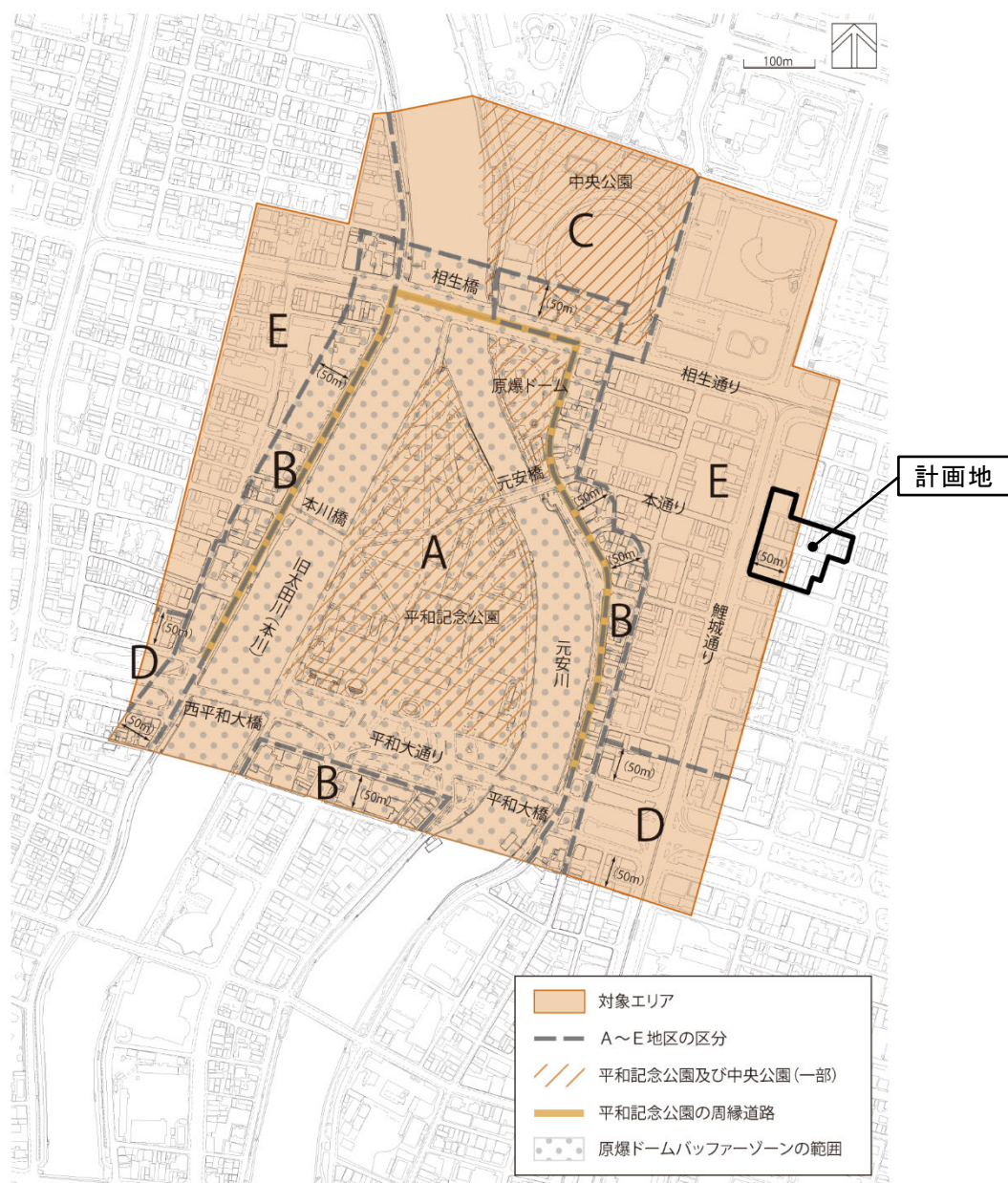
これまでの取組を集大成し、さらに充実・発展させるために策定された「広島市景観計画」は、市民、事業者、行政が連携・協働して、広島市の目指す「美しく品のある都市景観」を総合的かつ計画的に実現していくための景観形成の方針やルール、方策などを体系的に示している。

「広島市景観計画」の概要は、表3.2-41に示すとおりである。なお、計画地は、景観計画重点地区の原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区（E地区）及び一般区域に指定されている（図3.2-6参照）。

表3.2-41 「広島市景観計画」の概要

項 目	概 要
理念	世界に誇れる「まち」の実現に向けて、広島歴史・文化を伝える魅力的な資源や豊かな水と緑に囲まれた自然を生かした個性的で魅力ある景観づくりを進め、美しく品のある都市景観を創出します。
基本方針	・平和都市広島を象徴する景観づくり ・歴史や文化の香り漂う景観づくり ・水と緑を生かした潤いと安らぎのある景観づくり ・にぎわいがあり、おもてなしの心を感じる景観づくり
景観計画重点地区	【平和都市広島を象徴する景観づくり】 ① 原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区（A～E地区） ② 平和大通り沿道地区 【歴史や文化の香り漂う景観づくり】 ③ 縮景園周辺地区 ④ 不動院周辺地区 ⑤ 広島東照宮・國前寺周辺地区 ⑥ 広島城・中央公園地区 【水と緑を生かした潤いと安らぎのある景観づくり】 ⑦ リバーフロント・シーフロント地区 ⑧ 西風新都地区 【にぎわいがあり、おもてなしの心を感じる景観づくり】 ⑨ 広島駅新幹線口地区 ⑩ 広島駅南口地区 ⑪ 広島市民球場周辺地区 ⑫ 都心幹線道路沿道地区 ⑬ 宇品みなと地区
一般区域 （景観計画重点地区以外）	ア デルタ市街地 イ デルタ周辺部 ウ 田園地域 エ 島しょ部

資料：「広島市景観計画」（令和３年10月、広島市）



- | | |
|------------------|--------------------------------------|
| A地区(平和記念公園地区) | : 平和記念公園と平和大通り等の道路、河川、河岸緑地を含む地区 |
| B地区(*バッファースーン地区) | : 世界遺産である原爆ドームの*バッファースーンのうち、A地区を除く地区 |
| C地区(原爆ドーム背景地区) | : 世界遺産である原爆ドームの*バッファースーンの北側に位置する地区 |
| D地区(平和大通り沿道地区) | : 平和大通りの沿道の地区 |
| E地区(周辺市街地地区) | : 平和記念公園からの眺望に配慮する必要がある地区 |

資料:「広島市景観計画」(令和3年10月、広島市)

図3.2-6 原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区の位置図

⑥ 「ひろしま都心活性化プラン」（平成29年3月、広島県・広島市）

広島市では、広島駅周辺地区と紙屋町・八丁堀地区を都心の東西の核と位置付け、都市機能の集積・強化を図ることにより、相互に刺激し高め合う「楕円形の都心づくり」を進めている。また、広島市は、広島県と連携して広島市の都心が市域・県域の発展をけん引するとともに、広島広域都市圏の発展に資するよう、都心の活性化に取り組んでいる。こうした取組をより一層推進し、国内外の人々や企業などを惹きつける都心の魅力向上や質の高い都市環境の整備などに取り組み、都心を活性化するため、中長期的な視点で広島市の都心の将来像や目指す姿、その具体化に向けた施策等を示す「ひろしま都心活性化プラン」（以下「活性化プラン」という。）を策定している。

活性化プランの対象範囲は、広島駅周辺地区と紙屋町・八丁堀地区を東西の核とする「楕円形の都心」としており、計画地は紙屋町・八丁堀地区の中心に位置している（図3.2-7参照）。

活性化プランでは、被爆100周年（2045年）を見据えて、都心の将来像として「誰もが集える、にぎわいと交流の都心ひろしま」を掲げ、目指す姿として「①広島の魅力が人を惹きつけ、にぎわいと交流を生み出す」、「②市民や世界中からの来訪者も往来しやすく回遊できる」、「③豊かな水と緑に囲まれ、多様な世代が安全・安心で快適に生活できる」を掲げている。また、都心を区分した6つのゾーンのうち、計画地は「中四国地方最大の業務・商業ゾーン」に位置している。このゾーンの将来イメージは、「広島広域都市圏や中四国地方の発展をけん引する、業務・商業・文化・飲食・娯楽機能等が充実・強化されるとともに、広島の顔となる風格ある街並みや歩いて楽しい空間が形成され、絶え間なく、にぎわいと交流が生まれている」としている。

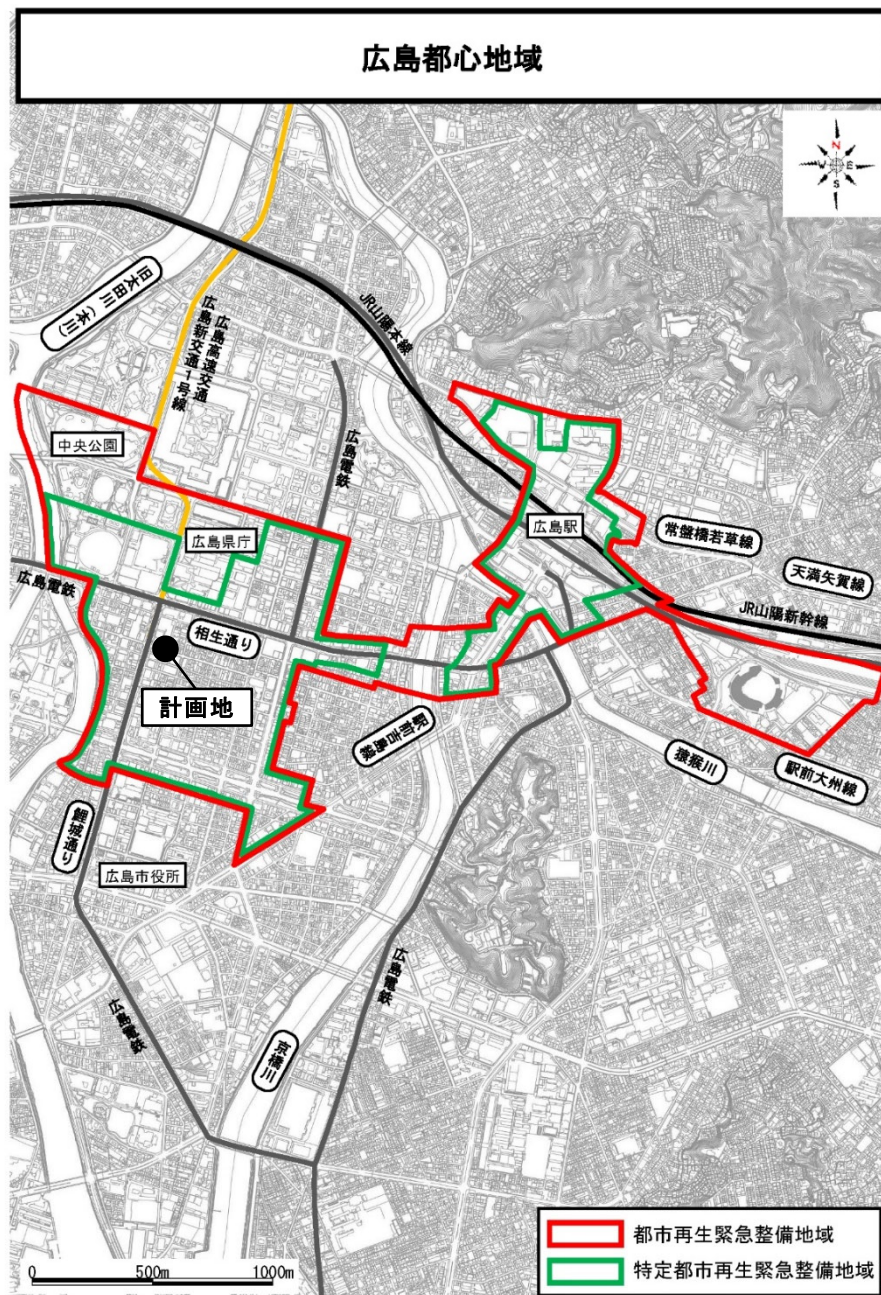


資料：「ひろしま都心活性化プラン」（平成29年3月、広島県・広島市）

図3.2-7 活性化プランにおける楕円形の都心のイメージ

⑦ 都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域

計画地は、「都市再生特別措置法」（平成14年4月、法律第22号）に基づく「都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域を定める政令」（平成14年7月、政令第257号）において、都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域「広島都心地域」に指定されたエリアに位置し（図3.2-8参照）、「国際水準の都市機能の集積・強化」「人中心の都心空間・都心回遊ネットワークの形成」「イノベーションエコシステムの充実・強化」「多様なライフスタイルに応じた都心居住の推進」「大規模災害時の帰宅困難者対策」などが「地域整備方針」として定められている。



資料：「都市再生緊急整備地域について」（広島市ホームページ）

図3.2-8 広島都心地域の区域図